

指定管理者監査

監査対象 静岡市歴史博物館【公益財団法人静岡市文化振興財団】
静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」【株式会社創造舎】
監査期間 令和6年8月20日～令和7年1月9日

指定管理者監査は、指定管理者及び所管部局を対象に、指定管理者の指定は適正・公正に行われているか、協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか、施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているかについて、関係書類の調査、関係職員からの説明聴取、現地調査を行いました。

監査の結果、1件の指摘と、2件の指導を行いました。
また、9件の意見を付しました。

★指摘事項

・市の承認を受けていない業務の再委託について【株式会社創造舎】

静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」の管理に係る協定書第8条の規定によれば、「乙（指定管理者）は第三者に対し、条例第14条に規定する業務を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲（静岡市）が指定した業務を委託する場合及び特別な理由がある場合で、あらかじめ甲の書面による承認を受けた場合は、この限りでない。」とされています。

しかし、指定管理者が第三者に委託した産業廃棄物収集運搬及び処分委託業務について、市が指定した業務に含まれていないにもかかわらず、市の承認を受けずに第三者に委託していました。

●主な意見

・企画展の開催について【公益財団法人静岡市文化振興財団】

話題性のある企画展の積極的な開催は、多くの入館者が期待できることから、企画展の開催について確認したところ、「企画展のテーマについては、話題性や集客力のある展示だけでなく、学術研究に基づく展示や地域の歴史を掘り下げたテーマも必要であることから、それらを加味した上で、当館の基本展示ではカバーしきれない多種多様なテーマを扱う必要がある。このような状況から、全ての企画展が大幅な有料展示観覧者数の増加に結びつくものではないが、このバランスを考えた企画展のスケジュールを今後も計画していきたい。」との回答がありました。

また、毎週末のトークを活用した企画展関連イベントの機会を設け、入館者数の増加につなげていきたいとの説明もありました。

歴史博物館は、博物館としての側面と、本市の観光交流の拠点であり歴史観光のハブとしての側面を併せ持つ施設であることから、効果的な企画展のテーマ選定により、両者の機能をバランス良く発揮していくことを期待します。

・協定締結後の変化への対応について【産業振興課】

駿府匠宿においては、最低賃金の引上げへの対応、想定を大きく超えている来場者に対応するための人件費の増加が課題となっており、人件費の増加と指定管理料との関係で苦慮しているとのことでした。また、「指定管理期間の指定管理料は、光熱水費や燃料費を除き毎年度固定」、「市の制度上の問題」とされていました。指定管理者の努力の成果である来場者の増加に対し、市の制度上の問題で対応できていないことは大きな課題です。

現行制度においても、特別な事情があると認められる場合には協定の改定は可能であることから、所管課においては市の制度上の問題と結論付けるのではなく、早急に原因分析を行い、令和7年度を待つことなく制度所管課である総務課等と調整し、協定改定の可否についての検討を進めることを望みます。